

# 柏市乳児等通園支援事業運営事業者募集要領

令和 7 年 7 月

柏市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業を実施する事業者を募集します。

## 1 募集対象事業者

柏市内において、「4 応募要件（1）」に記載のいずれかの施設を運営している法人とします。

## 2 事業区分

- (1) 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施型）
- (2) 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施型）
- (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業

## 3 運営開始日

令和 7 年 1 0 月 1 日

## 4 応募要件

応募事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとします。なお、事業認可の判断に重大な影響を及ぼす事実の隠蔽や虚偽の申請等を行っていたことが判明した場合、応募が無効となる場合があります。

- (1) 認可保育園，認定こども園，小規模保育事業所，幼稚園，地域子育て支援拠点，企業主導型保育施設，認可外保育施設，児童発達支援センター等（以下「保育所等」という。）を運営していること。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち，継続的に安定した園運営ができる者であること。
- (3) 本市の保育行政を良く理解し，積極的に協力する者であること。

- (4) 実務を担当する幹部職員が保育事業に関する知識経験を有する者であること。
- (5) 事業遂行できる十分な資力，信用，技術能力等を有し，安定的な経営ができる者であること。
- (6) 直近過去3か年の財務において，赤字計上や債務超過等，経営状況に懸念される点がないこと。

## 5 運営について

### (1) 対象となるこども

- ア 利用日時点において，柏市に住所を有し，認可保育園，認定こども園，地域型保育事業所等（以下「認可保育園等」という。）に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども。
- イ 認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満のこども。ただし，企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外とする。

### (2) 定員構成

#### ア 一般型乳児等通園支援事業

必要面積を満たした上で任意で設定すること。その際，すでに運営している事業の認可面積を減少させることにより，基準を下回ることが無いよう注意すること。

#### イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

認可保育園等における，乳児及び1・2歳児の利用定員数以下の数とすること。

### (3) 開園日及び開園時間

利用者のニーズや受け入れ態勢を考慮の上，適切に設定すること。

### (4) 食事の提供

提供の有無については事前に周知し，利用開始前に説明すること。なお，食事を提供する際は，衛生管理や栄養管理，個々の離乳等の状況に応じた対応等について，「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省），「授乳・離乳の支援ガイド」（令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）を参照して対応するほか，食物ア

アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参照し、医師の判断及び指示に基づき対応することが必要であること。

(5) 利用者負担額

ア 1人1時間当たり300円とする。

イ 利用者によっては以下のとおり減免を受けられる場合があります。減免された料金は、柏市から事業者へ補助金としてお支払いいたします。

区分	減免額 (こども1人1時間当たり)
生活保護世帯	300円
市民税非課税世帯	240円
市民税所得割合算額が 7万7,101円未満の世帯	210円
その他支援児童がいる世帯	150円

ウ 上記のほかに、利用する保護者からあらかじめ同意を得た上で、食事代、おやつ代等の実費徴収が可能です。

(6) 市から事業者への補助

柏市から事業者への補助単価及び加算額は以下のとおりとする。

区分	補助単価・加算額 (こども1人1時間当たり)
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円
要支援家庭のこども加算	400円

6 設備・運営基準

(1) 設備基準

ア 一般型乳児等通園支援事業における設備基準は以下のとおりとする。

乳児室又はほふく室 (0～1歳児室)	3.3 m <sup>2</sup> /人
保育室又は遊戯室 (2歳児以上室)	1.98 m <sup>2</sup> /人

※各部屋の有効面積が基準面積を満たすこと。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

各事業所の設備基準を満たすこと。

(2) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア，イ及びカの要件に，保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メ

ートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には，当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において，換気，暖房又は冷房の設備の風道が，当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ，かつ，当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン，敷物，建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

### (3) 運営基準

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例に定める運営に関する基準を遵守すること。

## 7 一般型乳児等通園支援事業における職員配置基準

保育士及び柏市が指定する研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を配置すること。

(1) 乳児等通園支援従事者の数は，乳児おおむね3人につき1人以上，満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし，その半数以上は保育士とすること。ただし，一般型乳

児等通園事業所1につき2人を下ることがないようにすること。  
 (2) 上記に関わらず，下記に該当する場合は乳児等通園支援従事者を1人とすることができる。

ア 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ，かつ，乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。

イ 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって，保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され，かつ，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

## 8 申込スケジュール

1	認可申請書類公表	令和7年7月1日
2	質問受付	令和7年7月1日～ 随時受付
3	認可申請受付	令和7年7月1日 ～令和7年7月25日
4	柏市社会福祉審議会児童福祉 専門分科会	令和7年8月25日
5	各事業所面談開始	令和7年9月1日
6	柏市認可及び事業開始	令和7年10月1日

## 9 その他

(1) この募集要領の記載内容については，制度改正又は国通知等に伴い変更する場合があります。

(2) この募集要領に記載のない事項又は疑義が生じた際は，別途協議の上定めることとします。

柏市乳児等通園支援事業の認可申請書類一覧

	提出書類	根拠法令	備考
1	乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第1号	
2	乳児等通園支援事業実施体制表（様式第2号）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第2号	
3	建物の平面図	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第2号	
4	事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第3号	
5	収支予算書（様式第3号）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第5号	
6	経営の責任者の履歴書	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号	
7	福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号	
8	法人登記簿履歴事項全部証明書	児童福祉法施行規則第36条の36第2項第1号	
9	定款、寄付行為その他の規約	児童福祉法施行規則第36条の36第2項第3号	
10	直近3期の決算書（貸借対照表、収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの）	児童福祉法第34条の15第3項第1号	前年度監査時に提出済みの場合省略可
11	誓約書（様式第4号）	児童福祉法第34条の15第3項第4号	